

議 第 三 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十八年三月十七日

提 出 者

議 員

佐	安	田	庄	岡	菊	花	大	岡	〃	〃	〃	〃	〃	〃
竹	孫	村	司	本	地	木	槻	本	〃	〃	〃	〃	〃	〃
久	雅		俊	あ	昭	則	正	あ	〃	〃	〃	〃	〃	〃
美	浩	稔	充	き	一	彰	俊	き	〃	〃	〃	〃	〃	〃
子				子				子	〃	〃	〃	〃	〃	〃

仙台市議会議長
柳橋邦彦様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中2を削り、3を2とし、4を3とし、同条第二号1中「市民局」を「企画市民局」に改め、同条第三号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 子供未来局の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

理 由

仙台市事務分掌条例の改正にあわせ、常任委員会の所管を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。